



六 略									
七 略									
八 農地法 (昭和三十二年法律第229号)									
1及び2 略									
3 同法第4条第1項の規定による農地の転用の許可及び同法第31項の規定による農業者会議からの意見の聴取 (一) 2ヘクタール以下のもの及び一時転用に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
4 同法第5条第1項の規定による農地等の転用のための権利の設定又は移転の許可及び同法第31項において準用する同法第4条第31項の規定による農業者会議からの意見の聴取 (一) 2ヘクタール以下のもの及び一時転用に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
5~32 略									
33 同法第32条第1項の規定による他人の土地等の立入調査、竹木等の除去等の実施 (一) 1、3(一)及び4(一)に掲げる事柄に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
34 同法第33条の規定による土地の状況等に関する報告の徴収 (一) 1、3(一)及び4(一)に掲げる事柄に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
35 同法第33条の2の規定による農地等の違反転用に対する監督処分 (一) 3(一)及び4(一)に掲げる事柄に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
九 略									

六 農林中山間地域活性化資金利子補償金規則(平成2年農林省令第39号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条の規定による利子補償金の締結								
七 略									
八 略									
九 農地法 (昭和三十二年法律第229号)									
1及び2 略									
3 同法第4条第1項の規定による農地の転用の許可及び同法第31項の規定による農業者会議からの意見の聴取 (一) 2,000平方メートル未満のもの及び一時転用に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
4 同法第5条第1項の規定による農地等の転用のための権利の設定又は移転の許可及び同法第31項において準用する同法第4条第31項の規定による農業者会議からの意見の聴取 (一) 2,000平方メートル未満のもの及び一時転用に係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
5~32 略									
33 同法第32条第1項の規定による他人の土地等の立入調査、竹木等の除去等の実施									総合事務所長
34 同法第33条の規定による土地の状況等に関する報告の徴収									総合事務所長
35 同法第33条の2の規定による農地等の違反転用に対する監督処分 (一) 総合事務所長が許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの									総合事務所長
十 略									

十 略
十一 略
十二 略
十三 略
十四 略
十五 略

生産振興課

一七 略

<p>八 その他の事務</p>	<p>1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣に登録された登録認定機関を代表する知事の権限に属する次の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 検査員 判定員の任命</li> <li>(二) 認定申請の受理の拒否理由の通知</li> <li>(三) 判定委員会委員の任命</li> <li>(四) 認定の判定及び再判定の結果の通知</li> <li>(五) 認定書の交付又は再交付並びに調査及び再検査の結果の通知</li> <li>(六) 立入検査の通知</li> <li>(七) 広告、表示の中止及び業務停止の請求</li> <li>(八) 改善報告書の請求</li> <li>(九) 認定取り消しの結果の通知</li> <li>(十) 農林水産大臣への報告、申請及び届出</li> <li>(十一) 独立行政法人農林水産消費技術センターへの報告</li> <li>(十二) 鳥取県有機農産物等認定業務規程その他認定業務に関する規程の制定又は改定             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 認定を行う農林物資の種類の変更</li> <li>(2) (1)以外のもの</li> </ul> </li> <li>(十三) (一)から(十二)以外の事務</li> </ul>					
	<p>2 酒税の保全及び酒類販売組合等に関する法律(昭和三十八年法律第7号)第66条の6第1項の規定に基づく酒類における有機等の表示基準を満たしていることの証明を行う知事の権限に属する次の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 証明判定の結果の通知</li> <li>(二) 証明書の交</li> </ul>					

十一 略
十二 略
十三 略
十四 略
十五 略
十六 略

生産振興課

一七 略



















	及び土地改良区 連合に係るもの (二) (一)以外の もの									—	総合事務所長
97	95及び96に係る 検査に従事する職 員の任免及び身分 を示す証票の交付										
98	同法第134条第1 項の規定による違 反行為に対する措 置命令 (一) 土地改良区 等のうち土地改 良区(300ヘクタ ール以上の地域 をその地区とす るものに限る。)及 び土地改良区 連合に係るもの (二) (一)以外の もの									—	総合事務所長
99	同法第134条第2 項の規定による土 地改良区等の役員 の改選の命令										
100	同法第135条第 1項の規定による 土地改良区等の解 散の命令										
101	同法第136条第 1項の規定による 土地改良区等の総 会等の決議又は選 挙若しくは当選の 取消し										
102	同法第136条第 2項により準用す る第1項の規定に おいて準用する第 52条第5項(第3 条の4第2項(第 96条の4におい て準用する場合を 含む)及び第39条 の2第2項(同条 第5項におい て準用する場合 を含む)に規定す る会議の決議の 取消し										総合事務所長
二-四 略											
五 土地改良 法施行令に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 略										
	2 同令第39条の規 定により管理受託 者が農林水産大臣 に対してする申請 書の提出										中宿総合事務 所長 西宿総合事務 所長
	3 略										
	4 略										
六 土地改良 法施行規則 (昭和24年 農林省令第 75号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 同規則第47条第 2号の規定による 農業用排水路の 指定										
七 略											
八 略											

70	同法第134条第1 項の規定による違 反行為に対する措 置命令									—	
71	同法第134条第2 項の規定による土 地改良区等の役員 の改選の命令										
72	同法第135条第1 項の規定による土 地改良区等の解散 の命令										
73	同法第136条第1 項の規定による土 地改良区等の総会等 の決議又は選挙若 しくは当選の取消 し										
二-四 略											
五 土地改良 法施行令に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 略										
	2 略										
	3 略										
六 略											
七 略											

九 略							
十 略							
十一 略							
十二	鳥取県 国営大山山 麓土壌改良 事業負担金 徴収条例 (平成15年 鳥取県条例 第5号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同条例第2条の 規定による負担金 の徴収					西沼総合事務 所長
十三	国営 土壌改良事 業特別徴収 金徴収条例 (平成19年 鳥取県条例 第11号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同条例第2条第 1項及び第2項の 規定による特別徴 収金の徴収 2 同条例第4条の 第1号)に 規定による特別徴 収金の減免及び徴 収猶予					中沼総合事務 所長
十四	鳥取県 県営土壌改 良事業分担 金徴収条例 (昭和44年 鳥取県条例 第42号)に 基づく知事 の権限に属 する事務 (田園空間 博覧会館等 事業に係る ものを除 く。)	1 同条例第2条の 規定による分担金 の徴収 2 同条例第4条の 規定による分担金 の減免及び徴収猶 予 3 同条例第5条第 11項の規定による 特別分担金の徴収 4 同条例第5条第 31項の規定による 特別分担金の免除					総合事務所長
十五	地方財 政法に基づ く知事の権 限に属する 事務(県営 土壌改良事 業等の施行 に伴う市町 村負担金に ついて(平 成4年鳥取 県議会議 決以下議 決」とい う。)に係 る事項に限 る。(ただ し、議決中 広域農道 事業、農林 漁業用灌漑 施設等原身 替農道整備 事業及び田 園空間博覧 会館整備事 業に係るもの を除く。)	1 同法第27条第1 項による負担金の 徴収					総合事務所長
十六	その 他の事務 (広域農道 整備事業及 び農林漁業 用灌漑施設 等原身替農 道整備事業 に係るもの)	1 県営土壌改良事 業等に係る施設等 の譲与の決定(財 産の交換、譲与、 無償貸付等)に關す る条例第3条の規 定による前項財産 の譲与又は減額譲 渡に限る。)					総合事務所長

八 略							
九 略							
十 略							
十一	その 他の事務 (広域農道 整備事業及 び農林漁業 用灌漑施設 等原身替農 道整備事業 に係るもの)	1 県営土壌改良事 業等に係る施設等 の譲与の決定					総合事務所長































